

特定非営利活動法人に対する市民税の減免基準

(趣旨)

第1条 この減免基準は、平成10年12月1日の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）施行以来、地域づくりや公共的サービスの新たな担い手として期待されている特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）について、活動の公益性等に着目し、NPO法人の健全な発展の促進を支援するため、登別市税賦課徴収規則（昭和48年規則第2号）第18条の2第3号に規定するNPO法人の減免の取扱いについて必要な事項を定める。

(市民税の減免の要件等)

第2条 NPO法人に対する減免の要件は、NPO法人において、収益事業を行っていない、又は、収益事業を行っていても法人税が課税されていなければ法人市民税の均等割を減免できるものとする。

2 前項による減免の割合は、法人市民税の均等割の全部とする。

(申請の手続き)

第3条 減免を受けようとするNPO法人は、毎年度、納期限前7日までに、市税減免申請書に次の書類を添付し市長に提出しなければならない。この場合において、第3号から第6号までの添付書類については、前年度からその内容に変更が生じていないときは、次年度以後の申請には添付を要しないものとする。

- (1) 事業報告書（写）
- (2) 収支予算書、収支決算書（写）
- (3) 委託契約書（写）
- (4) 定款（写）
- (5) 設立趣意書（写）
- (6) 登記簿謄本（写）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、上記の申請があった場合は、減免の可否について、速やかに申請NPO法人に通知するものとする。

(減免の取消し)

第5条 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、登別市税条例（昭和25年条例第26号）第51条第3項の規定によって、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

2 市長は、前項の申告を受けたときは、直ちに減免を取り消すものとし、減免事由の消滅した日以後の納期に係る市民税から、減免がなかったものとして取り扱うものとする。

附 則

この減免基準は、平成23年4月1日から適用する。